

事務連絡  
平成25年12月13日

各 認可外保育施設設置者 様

松原市福祉部福祉指導課

微小粒子状物質 (PM2.5) に係る「昼の注意喚起」について

日頃から、本市保育行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、大阪府より下記のとおり注意喚起を行う場合の見直しをされたとのことで、別添のとおり資料の送付がありました。

つきましては、貴施設におかれまして、注意喚起が行われた際の行動の目安や施設内での対応を再確認していただきますようお願いいたします。

記

<大阪府による注意喚起>

○早朝の注意喚起（従来どおり）

- ・午前5、6、7時の3時間平均濃度が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合  
⇒7時15分に情報発信

○昼の注意喚起（新たに追加）

- ・午前5時から12時までの8時間平均濃度が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合  
⇒12時15分に情報発信

【問い合わせ先】

松原市 福祉部 福祉指導課

電話番号 072-349-3206

FAX番号 072-334-7870

メールアドレス

sidou@city.matsubara.osaka.jp